

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具（銃器及びわな）の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。

第9次鳥獣保護事業計画においては、散弾銃、ライフル銃及び空気銃等の銃器を用いた狩猟による危険防止のため、住民の散策や野外レクリエーションの場として利用されている区域を中心に銃猟禁止区域の指定を行い、終了時には、124箇所、66,006haが指定されている。

市街地、人家稠密な場所及び衆人群集の場所等における銃猟については法38条で禁止されているが、県民の安全を確保するため、当該地区が銃猟を禁止する特定猟具（銃猟）使用禁止区域に指定されていない場合は、積極的に指定する。また、社寺境内及び墓地等静穏を保持する必要がある場所についても、特定猟具（銃猟）使用禁止区域の指定に努める。

さらに、学校や通学路の周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所等、わな猟による事故発生のおそれがある場所については、特定猟具（わな猟）使用禁止区域に指定する。

なお、特定猟具使用禁止区域の指定期間は、社会的環境の変化を考慮し、原則として10年とする。

第10次鳥獣保護事業計画において、期間が満了する特定猟具使用禁止区域は、当該地区の土地利用状況を勘案し、原則として、再指定を行う。

#### (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既定指 定区域 (A)	特 使 区	本計画期間に指定する特定猟具 使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定 猟具使用禁止区域						
			19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計(B)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計(C)	
銃 猟 に 伴 う 防 の を た す 区 域	箇 所	124	箇 所	3	2		1		6	1		1			2
	面 積	66,006 ha	変 動 面 積	1,079 ha	14		36		1,129	82		61			143

		本計画期間に区域減少する特定 猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間 満了により消滅する特定猟具 使用禁止区域						計 画 の 増 減 △ *	計 画 の 終 了 時 の 特 使 区 域 止 止 区 域 **
		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計(D)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計(E)		
銃 猟 に 伴 う 防 の を た す 区 域	箇 所	1					1		1				1	5	129
	面 積	81					81		851				851	340	66,346

\* 箇所数については (B)-(E)  
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

\*\* 箇所数については (A)+(B)-(E)  
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成19年度	不破郡垂井町	大滝	80 <sup>ha</sup>	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	安八郡輪之内町	楡俣	25	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	揖斐郡揖斐川町	北方	157	H19.11.1～H29.10.31	新 規
	揖斐郡池田町	池田小学校	88	H19.11.1～H29.10.31	新 規
	美濃加茂市	稲辺	64	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	可児市	大森	470	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	郡上市	大矢元	79	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	瑞浪市	寺河戸	39	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	中津川市	西山	335	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	恵那市	恵那後田	40	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	恵那市	串原ベルグラビアリゾート	141	H19.11.1～H29.10.31	再指定・名称変更(「串原ベルグラビアカントリー」→)
	恵那市	竹並	834	H19.11.1～H29.10.31	新 規
	高山市	久々野	106	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	高山市	平湯	470	H19.11.1～H29.10.31	区域を縮小して再指定
	飛騨市	脇谷	543	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	飛騨市	山田湖	87	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	恵那市	長島	670	H14.11.1～H24.10.31	期間途中の区域拡大(615ha→)
	中津川市	蛭川西		H15.11.1～H25.10.31	名称変更(「蛭川村西」→)
中津川市	蛭川東		H16.11.1～H26.10.31	名称変更(「蛭川村東」→)	
計		17箇所	4,228		
平成20年度	岐阜市	長良川北部	5,593	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	本巣市	本巣町	531	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	各務原市	各務原市中部	4,183	H20.11.1～H30.10.31	再指定

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成20年度	海津市	こぎろ池	10 <sup>ha</sup>	H20.11.1～H30.10.31	新 規
	海津市	南ノ池	4	H20.11.1～H30.10.31	新 規
	不破郡関ヶ原町	藤古川水源地	3	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	不破郡関ヶ原町	明神の森	337	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	揖斐郡大野町	大野北部	1,603	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	美濃市	中島	52	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	中津川市	千旦林・茄子川	580	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	恵那市	夕立山	291	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	恵那市	下手向	407	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	高山市	岐阜県畜産研究所	50	H20.11.1～H30.10.31	再指定・名称変更(「岐阜県肉用牛試験場→」)
	高山市	桜野	165	H20.11.1～H30.10.31	再指定
	(下呂市)	(四美)	(851)	(H10 設定)	再指定しない・H22から休猟区に指定
計		14箇所	13,809		
平成21年度	瑞穂市	穂積	1,430	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	可児市	久々利	800	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	加茂郡川辺町	川辺	705	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	郡上市	白鳥	65	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	土岐市	土岐津	411	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	中津川市	夜明けの森	471	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	中津川市	上並松	140	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	中津川市	岩屋堂	21	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	恵那市	木曾川西	108	H21.11.1～H31.10.31	再指定
	高山市	新穂高	589	H21.11.1～H31.10.31	再指定
計		10箇所	4,740		

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成22年度	岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町	長良川南部	7,090 <sup>ha</sup>	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	岐阜市、各務原市	長良川東部	2,303	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	羽島市	羽島市	4,760	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	各務原市、笠松町	木曾川	2,528	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	海津市	津屋川	50	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	揖斐郡揖斐川町	揖斐高原	36	H22.11.1～H32.10.31	新 規
	揖斐郡揖斐川町	横蔵寺裏山	134	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	揖斐郡池田町	池田の森	230	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	加茂郡八百津町	下田	280	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	関市	小金田・倉知内津保川流域	35	H22.11.1～H32.10.31	再指定
計		10箇所	17,446		
平成23年度	養老郡養老町	松の木	11	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	不破郡垂井町	南宮山	75	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	可児市	やすらぎの森	15	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	関市	富野	185	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	美濃市	古城山	338	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	美濃市	中山	68	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	多治見市	脇之島	660	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	中津川市	稲荷山	76	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	中津川市	椈の湖	21	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	恵那市	大正村明智の森	78	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	高山市	スズラン高原	191	H23.11.1～H33.10.31	再指定
	下呂市	川原・中瀬	85	H23.11.1～H33.10.31	再指定
計		12箇所	1,803		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

休猟区の指定が解除された区域等、狩猟者の集中的な入猟により人身や財産への危険が予測される場合は、必要に応じ、当該区域を銃猟若しくはわな猟を制限する特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

## 3 猟区設定のための指導

### (1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画終了時で、県内に設定されている猟区は3箇所、面積13,847haで、第10次計画においていずれも期間満了となる。

設定の許可にあたっては、秩序ある管理された狩猟が実現されるように十分考慮するとともに、猟区設定者に対して猟区の適正な管理運営について指導を行う。

また、必要に応じて、猟区を活用した狩猟初心者の育成に、狩猟団体等と連携して取り組むよう努める。

### (2) 設定指導の方法

既存の猟区については、猟区設定者から毎登録年度終了後30日以内に猟区の成績報告書を提出させ、必要に応じて、猟区の適正な管理運営について指導する。

また、設定の許可にあたっては、狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるように指導する。

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

- 特定鳥獣保護管理計画（以下、「計画」という。）は、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護繁殖を図り、人と野生鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。
- 計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害が生じているなど人と野生鳥獣とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要があると認められるものとする。  
なお、計画の策定が今後必要であると考えられるツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては、生息分布、生息数の動向及び被害状況の把握に努め、必要に応じて詳細調査等を行う。
- 保護管理の目標の設定にあたっては、当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図る。
- 計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の保護管理事業を、県、市町村及び地域住民等との連携や協力を図りつつ、総合的・体系的に実施する。
- 計画の進捗状況を点検するため、当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等についてモニタリングを実施し、個体数管理の年間実施計画や狩猟による捕獲の制限等にフィードバックする。
- 計画が終期を迎えたときには、モニタリングの結果を踏まえ、計画の達成の程度に関する評価を行い、計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行う。また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成18年度  (平成23年度)	科学的・計画的に、地域・個体的に、人と農林業の共生を図る。また、被害の抑制を図る。	ニホンカモシカ	H19.4.1～H24.3.31  (H24.4.1～H29.3.31)	県下全域	第3期  (第4期)
平成20年度 (予定)	科学的・計画的に、地域・個体的に、人と農林業の共生を図る。また、被害の抑制を図る。	ツキノワグマ	H21.4.1～H26.3.31 (予定)	県下全域	参考：白山・奥美濃地域ツキノワグマ保護管理指針（案）

### 2 実施計画の作成に関する方針

計画の目標を効果的・効率的に達するため、必要に応じて、検討会等において検討、協議をしたうえで実施計画を作成する。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

鳥獣保護対策、狩猟対策及び有害鳥獣対策等の基礎資料とするために、県内に生息する鳥獣の種類、分布、生息数、生息環境及び生態等について、その変動を継続的に把握する。

調査の実施にあたっては、大学、博物館、保護団体及び研究者等と連携し効果的に行う。また、隣接する各県と鳥獣の生息情報の交換等を行うなど連携に努める。

狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報等を迅速かつ効果的に集積利用するために、必要に応じて地理情報システム（GIS）等を活用する。

さらに、各種調査情報の整理にあたっては、5 kmメッシュもしくは1 kmメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位とし、生息分布情報の標準化を図る。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移を把握するため、以下の調査を実施し、必要な保護管理を講じる。なお、調査の実施等にあたっては、被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、情報収集の充実を図る。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣のうち、農林水産物等に被害を与えるなど、人とのあつれきが生じ、保護管理が必要となることが考えられる種について、アンケートを中心とした生息分布調査を行い、生息分布の変動を把握する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ニホンジカ	平成19年度	県内の狩猟者、森林組合等を対象にアンケート調査を行い、生息分布を把握し、保護管理の検討資料とする。	県下全域	通年
ニホンザル	平成20年度			
ツキノワグマ	平成21年度			
イノシシ	平成22年度			
サギ類	平成23年度	文献調査及び現地調査を行い、県内のコロニーを中心とした生息数、繁殖状況等を把握し、保護管理の検討資料とする。	県下全域	通年
カワウ	平成21年度			

#### (3) 希少鳥獣等保護調査

県版レッドデータブックに掲載されている絶滅が危惧される鳥類について、フィールド調査を中心とした生息分布調査を行い、保護施策等の基礎データとする。

また、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類を保護育成するために設置したワシタカ環境レンジャーからの情報収集に努める。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内のガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするために、環境省が実施する全国的な一斉調査を基本として、生息数や生態の調査を行う。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	毎年度	ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地において、種別に個体数を目視により調査する。	

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
新規に指定する鳥獣保護区等	指定年度	文献調査又は聞き取り調査を行い、生息する鳥獣の種類、生息環境等を把握する。なお、必要に応じて、現地調査（ルートセンサス法）を行う。	
既設の鳥獣保護区等	満了年度	鳥獣の生息状況について、聞き取り調査又は現地調査を行い、指定効果を把握する。	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣生息調査、放鳥効果測定調査、狩猟実態調査を実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化、捕獲状況を調査する。なお、調査の実施にあたっては、狩猟者からの捕獲情報を活用し、特に生息数の増加又は減少が著しいものについては、必要に応じてアンケート調査を行うとともに、栄養状況、年齢構成及び食性等を把握するための聞き取り調査等も実施する。

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
主要な狩猟鳥獣	毎年度	狩猟者から捕獲情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲状況の報告を収集し、メッシュ単位での情報整理を行い、捕獲状況を把握する。	

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥するヤマドリ及びキジに標識（足環）を付して、狩猟者等からの回収報告をもとに、当該地域での定着状況を調査し、放鳥による効果を測定する。

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備 考
			標識の種類	装着数		
ヤマドリ キジ	毎年度	1,300羽／年	足環	1,300個／年	回収された標識(足環)から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を把握する。	足環には、県鳥名(岐)、放鳥年度、番号を記載

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の1狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、可猟地域への狩猟者への立ち入り頻度等を調査する。

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
狩猟鳥獣	毎年度	狩猟者を対象に聞き取り調査を行うとともに、必要に応じてアンケート調査を実施し、狩猟の実態を把握する。	

#### 4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林水産物被害及び生活環境被害等を及ぼす鳥獣の防除方法を確立するため、市町村及び関係部局等と連携を図り、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムの解明に努める。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
ニホンカモシカ	毎年度	特定鳥獣保護管理計画に基づくモニタリングとして、捕獲実施団地において現地調査を行い、ニホンカモシカの生息状況及び被害状況を把握する。	
カワウ	毎年度	代表的なねぐらについて生息数調査を行い、生息数の推移を把握する。	